

ことは上で述べたが、養親候補者には日常生活における子に関する事務の決定権と法定代理権が与えられ（BGB1751 条 1 項 3 文による 1688 条 1 項および 3 項の準用）、実親に優先する扶養義務が課せられる（BGB1751 条 4 項 1 文）。

#### （7） 養子の出自を知る権利

養子縁組が成立すると出生証明書には養親が親として記載されるが、出自証明書には実親の氏名が記載されている。子は 16 歳に達した後は出自届の閲覧権を持つが、あっせん実務では子の幼少期から子の年齢と理解能力に応じて養子縁組の事実を子に伝えるように養親を指導している。また、子が 16 歳になる前から実親探しの相談に応じている。

## 2. 養子縁組あっせん法<sup>6</sup>

同法は国内養子縁組および国際養子縁組のあっせんを実現するための枠組み条件を定めている。すでに二、および三、で述べたようなあっせんの定義、あっせんをすることが許される機関としての要件、あっせん担当者の資格についての規定の他、禁止事項と違反した場合の制裁、あっせんの準備としてあっせん機関がなすべきこと、養子縁組当事者の相談と支援、養子縁組書類の保管、個人情報保護、あっせんに関する詳細な法規命令の付与権限、各あっせん機関からの州中央養子縁組機関への報告義務が定められている。以下にいくつかの点について紹介する。

（1） 禁止されている行為は以下の通りである。

①承認されたあっせん機関以外の者によるあっせん（同法 5 条 1 項）。ただし、養親希望者か養子となる子の三親等内の親族によるあっせん、親族ではないが、個別的に無料で養子縁組のために当事者を引き合わせた者で、その後遅滞なく養子縁組あっせん機関か少年局にその旨届け出た場合のあっせんは許される（2 項）。

③ イツに住所または常居所を有する妊娠女性にドイツ国外での分娩の機会を営業として提供し、出産した子を現地で養子縁組させるか、それを援助する行為（同条 3 項）

③ 第三者、特に男性が虚偽の認知により子を永続的に引き取ることを目的としたあっせん行為（同条 4 項）

⑤ 新聞広告や雑誌記事などで養子となる子や養親希望者を募集するか提供する行為。ただし、養子縁組あっせん機関や中央養子縁組機関の住所を明記して養子縁組あっせんに関する情報を提供する場合はこの限りでない（6 条）

（2） 養子縁組あっせん書類の保管は、子の出生日から 60 年間と定められている（9 条 b）。あっせん機関が解散した場合は、そこで保存されていた書類は任務を引き継いだ他のあっせん機関か州の中央養子縁組機関に引き継がれ保管される。

（3） 養子縁組あっせんの準備および縁組当事者の相談と支援については、ガイドライン

---

<sup>6</sup>Gesetz über die Vermittlung der Annahme als Kind und über das Verbot der Vermittlung von Ersatzmüttern(Adoptionsvermittlungsgesetz – AdVermiG) on der Fassung der Bekanntmachung vom 22. Dezember 2001

の中に詳しく記載されているのでそちらに譲ることにする。

### 3. 社会法典第8編 (SGBⅧ) <sup>7</sup>

日本の児童福祉法に相当する社会法典第8編—児童ならびに少年援助—は養子縁組に関する規定を持つ。

#### (1) 養子縁組の可能性の検討

長期に出生家庭を離れて社会的養護の形で教育援助を受ける場合は、援助の開始前と受けている間、養子縁組の可能性が検討されなければならない (SGBⅧ36条1項2文)。子が社会的養護の下にいる間に行われる家族の再統合に向けた相談と支援にもかかわらず、子の発達のための適切な期間内に出生家庭での教育条件が改善されないときは、少年局は当事者たちとともに子の福祉を促進する長期的な生活の展望を作り出さなければならない (SGBⅧ37条1項4文)。少年局は、子本人とその親との話し合いの中で、子にパーマネンシーを保障する方策を積極的に探ることを求められているのである。

#### (2) 養子縁組手続における相談と教示

すでに民法の部分で簡単に触れたように、親の同意補充の場面で少年局は重要な役割を果たす。すなわち、少年局は、同意補充手続の対象となる親に対し、家庭裁判所による同意補充手続について説明し、この説明の日から3か月たつと家庭裁判所は同意補充をすることができる旨を教示しなければならない (SGBⅧ51条1項1文・2文)。親が新しい住所を示さずに居所を変更し、3か月間少年局が適切な調査をしたにもかかわらず新しい居所が判明しなかった場合には教示は必要ない。この場合、少年局による教示のための、または居所調査に向けた最初の行動の日から期間は進行する。いずれにしても、子の出生から5か月経過すると期間満了となり、少年局の教示や居所調査は必要なくなる (同項5文)。

また、少年局は、上記の教示とともに、実親が子を養子に出さずに家庭で育てるためにどのような援助が得られるか助言しなければならない (2項1文)。ただし、子がすでに比較的長期間、養親希望者の家庭で養育されており、実親に子を返還すると子に著しい身体的かつ精神的害が生じることが予想されるときは、この助言は必要でない。長期間の里親養育によって生じた実際的な親子関係を養子縁組によって守ろうとする趣旨である。

#### (3) 親権を持たない非婚の父に対する助言 (同条3項)

少年局は、これら父親の養子縁組同意権についての民法上の規定について助言しなければならない。

#### (4) 家庭裁判所手続への協力

少年局は家庭裁判所における養子縁組手続に協力しなければならない (50条1項3号)

### 4. 妊娠葛藤法<sup>8</sup>の中の秘密出産規定—新生児養子縁組

---

<sup>7</sup>Sozialgesetzbuch(SGB) Achtes Buch(VIII)-Kinder- und Jugendhilfe-in der Bekanntmachung vom 11.September 2012

ドイツでは妊娠女性が人工妊娠中絶を希望する場合、まず妊娠葛藤相談所で相談をし、その証明書がないと医療機関で中絶手術を受けられない。妊娠を秘密にしたい女性には匿名で相談を受ける権利が認められているが、同法はさらに進んで2014年5月から秘密出産の制度を導入した。その背景には、ベビークラッペと匿名出産という違法行為が全国で行われている状況があった。ベビークラッペに赤ちゃんを遺棄しなければならない女性の多くは妊娠・出産を世間から秘匿し、医療機関の関与なしに秘かに自宅出産する。他方で、少なからぬ病院では女性が匿名で出産した後、新生児を病院に置いて立ち去ること（匿名出産）を容認していた。しかし、医療機関の関与のない分娩は母子にとって危険であり、またベビークラッペに遺棄された子も匿名出産された子も自己の出自を知ることができない。さらに、匿名出産を提供する医療機関がこれ以上出産費用の負担に耐えられなくなったという事情もあった。これらの問題を解決するために導入されたのが秘密出産である。

秘密出産することを希望する女性の相談とサポートは妊娠葛藤相談所で行われる。妊娠女性が秘密出産することを決定すると、自らの身元を秘匿したまま偽名を使用して出産をすることができる。秘密出産の決断は分娩の直前直後にも認められる。妊娠女性が直接助産施設に駆け込んだ場合は、そのクリニックから相談所に連絡が行き女性は相談の機会を得る。

ただし、匿名出産と異なり、女性は子の出自証明書作成のために妊娠葛藤相談所に対して自己の身元に関する必要な申述をしなければならない。出自証明書は封筒に入れ封印され、秘密出産を担当する行政機関である「連邦家族および市民社会局」に送付され、ここで保管される。相談所は助産施設か助産師に秘密出産であることを伝え、少年局にも報告する。女性が了承すれば、相談は養子縁組あっせん機関と協力して行われる。

秘密出産で子が生まれると、助産施設か助産師など報告義務者は1週間以内に身分登録局に子の出生を届け出るとともに家庭裁判所に報告しなければならない。子には官署で確定された氏名が付けられて出生登録される。母の親権は停止し家庭裁判所によって子のために後見人が選任される。母が子との生活を選択し、匿名を放棄して家庭裁判所に対して子の出生届けに必要な申述をしたときに母の親権は復活する。

秘密出産で生まれた子は一時保護（SGBⅧ42条1項1文2 a号）された後、後見人もしくは少年局によって一時的に里親委託される。しかし、通常は出産前から妊娠葛藤相談所と養子縁組あっせん機関の連携が始まっているので、子は直ちに養親希望者に委ねられる。その後母が匿名を放棄して子の引取りを要求した場合はどうなるであろうか。秘密出産の場合、母の同意は不要とされているので、匿名を放棄する前に家庭裁判所によって養子縁組決定が出されていれば、母はそもそも復活すべき親権を持たないので養子縁組は有効に成立する。他方、裁判所の決定が出る前だと、母の養子縁組への同意が必要とされる。母が同意を拒絶すると子は母に返還されなければならないが、同意補充（BGB1748条1項

---

<sup>8</sup>Gesetz zur Vermeidung und Bewältigung von Schwangerschaftskonflikten(Schwangerschaftskonfliktgesetz-SchKG)

1 文) によって養子縁組を成立させる可能性はある。

子は 16 歳になると原則として自己の出自を知ることができる。逆に言うと、母には出産後 16 年間は匿名性が保障される。女性は相談員にだけは自己の情報を公開しなければならないが、相談員には守秘義務が課せられる。子が自己の出自に関する情報を請求できるようになる 1 年前、すなわち出産から 15 年後に母は自己の身元が公開されないための重要な事情を主張することができる。子は、母の事情が自己の出自を知る権利に優越するかどうか裁判所に決定するように申立ができる。

出産費用は女性も分娩させた病院も負担しない。最終的に連邦により支払われる。

## 5. 登録パートナー法<sup>9</sup>

本法は同性パートナー 2 人が身分登録局に登録することにより、相互に婚姻類似の効果を享受できることを定めた法律である。養子縁組に関しては、パートナーの一方は他方の実子を養子とすることができ（連れ子養子縁組）、また、一方がすでに単独で養子縁組した子と他方パートナーはさらに養子縁組することができる（連続養子縁組）。これらの場合もパートナーの居所を管轄する少年局の養子縁組あっせん機関は、養親の適格性と当該養子縁組が子の福祉のためになるのか審査しなければならない。

## 6. 家事事件手続法 (FamFG)

本法には養子縁組手続に関する規定が 14 条存在するが、189 条に養子縁組あっせん機関の任務が規定されている。すなわち、未成年養子縁組手続では家庭裁判所は子をあっせんしたあっせん機関から、子と養親となる者の家族は養子縁組に適しているかどうかについて専門的意見を聴取しなければならない。

## 7. 「養子縁組あっせんのための勧告書」<sup>10</sup>

この勧告書は各州少年局の中央養子縁組機関の専門家たちの作業部会があっせん実務に関して示したガイドラインで、法律改正や社会の変化、外国の動向、新たに確立された様々な学問的知見を参考に数年ごとに内容が改定される。この勧告書は養子縁組あっせんに関する省令の代わりとして、あっせん実務の基準を具体的かつ詳細に示すとともに、関連法の規定を説明したものである。公的あっせん機関も民間団体もこのガイドラインを遵守している。このガイドラインの内容については次節で説明する。

## 五. ガイドラインにもとづく国内養子縁組あっせん実務

それでは実際に養子縁組あっせん機関はどのようなプロセスでどのような任務を果たす

---

<sup>9</sup>Gesetz über die Eingetragene Lebenspartnerschaft (Lebenspartnerschaftsgesetz – LpartG) vom 16. Februar 2001

<sup>10</sup>注 3

のか、上記ガイドラインの内容に即して説明する。

### 1. 養子となる子

子の養子縁組が考慮されるのは、支援サービスを受けても出生家庭で生活できる展望がない場合である。具体的には、①実親が養子縁組を希望する場合 ②長期間の社会的養護の開始前か継続中に、パーマネンシープランとして養子縁組が考慮される場合 ③父母が知れないとき ④秘密出産で生まれた子、が対象となる。あっせん機関の任務は、これらの子にとって最も適した養親を子のためにあっせんすることである。

養子縁組あっせん機関は養子縁組が考慮される子の存在を知ると、適切なマッチングのために、子とその家族についての専門的調査を遅滞なく始める。実親は子の出生後 8 週間経過しないと養子縁組への有効な同意を与えることができないが、子の出生前でも実親から同意を得られる見込みがあるときは、ふさわしい養親候補者探しが始められる。子については、生い立ち、現在の居所と世話状況、心理的結びつきの相手方、健康状態、性格と特徴的な行動様式、発達状況と診断、医学的状态と診断、治療的介入の有無と内容、障害があればその程度と態様などを記載した報告書が作成されなければならない。

なお、ドイツには子の宗教教育に関する法律が存在するので、すでに実親により子の宗教が決定されているときはそれが尊重されなければならない。まだ決定されていなくても、子の年齢を考慮した上で実親の希望は考慮に入れられる。

### 2. 実親からの相談と実親支援

一般的に実親は、電話、E-mail、外部の相談所（妊娠葛藤相談所や少年局の市民相談所）経由と多様なルートで養子あっせん機関に相談に来る。時として、子の福祉の危険の疑いがあるために少年局の児童保護部局からのコンタクトもある。

実親への助言と支援は養子縁組あっせん法 9 条 1 項の「特に子が養育委託される前と事前養育期間中は、養子縁組あっせん機関はそれぞれ同意を得た上で、養親となる者、子、実親に養子縁組とあっせんに関して助言し支援しなければならない」義務に基づく。子の養子縁組を希望する実親にはあっせん機関により養子縁組手続とその法的・社会的・精神的効果について説明される。同時に、養子縁組以外の選択肢がないか考慮するための情報が提供される。養子縁組の法的効果、家族にとっての重要性、養子縁組後に実親にはどのような支援が提供されるか（子についての情報や子とのコンタクトの可能性など）についての情報は書面にして実親に渡される。実親が望めば、実親への相談サービスと支援は養子縁組成立後も提供される。

### 3. 養親希望者のための事前セミナーと適格性調査

（1）養親希望者のための手続の流れは以下の通りである。

- ①養親希望者はセミナーに参加して養子縁組についての正確な情報を得る
- ②相談と適正審査

セミナーに参加後、養子縁組のあっせんを希望する者はあっせん機関に相談した上で全般的適格性審査を受ける。審査は申込者の住所地を管轄する少年局が無料で行う。

④ あっせん機関への申し込み

適格性ありと判断されるとあっせん機関に申し込むが、他のあっせん機関に並行して申し込んでも構わない。

⑤ あっせん準備

あっせん機関ではマッチングのためにチームによる相談と決定を行う。その際、子の福祉に反するものでなければ、なるべく実母の希望は尊重される。

⑥ 事前養育のための委託

新生児はただちに養親候補者に委託するが、生後 8 週間以内は親の同意が有効にならないため、委託後に赤ちゃんを取り戻されるリスクがある。この問題についてはしっかりと養親候補者に説明する。

(2) 事前セミナー

養子縁組を希望する者はまず養子縁組についての正しい知識を得、手続の流れを理解するために事前セミナーに参加しなければならない。筆者も本調査のためにデュッセルドルフのプロテスタント系民間あっせん団体<sup>11</sup>のセミナーに参加させてもらった。そこでの当日の参加者は 25 名で、内訳はカップルが 11 組（そのうち 2 組は男性カップル）、単身参加者 3 名であった。地元および近隣市からだけでなく他の州から宿泊付きで参加する者も多かった。

午前のセミナーでは、あっせん団体の紹介、養子縁組制度と里親制度の相違、国内養子縁組手続と費用、当団体が行っている国際養子縁組の概要（南アフリカの子どもたちをドイツに居住する養親にあっせん）、養親としての適格性審査について説明された。

養親希望者はまず全般的適格性調査を住所地の少年局（公的あっせん部署）に依頼して行ってもらう。結果が養親希望者に送られて着た後、適格性ありとされた養親希望者は当団体にあっせんに申し込む。当団体は再度、自分たちの視点から適格性を調査する。調査項目は原則としてガイドラインに従っているが、当団体が全般的適格性基準として特に挙げている要件は、①行為能力者であること、②婚姻中、③25 歳以上の年齢、④生命の危険がある病気や寿命を縮める重大な病気にかかっていないこと、⑤最低収入額は定めていないが、安定した経済状態、である。その他の専門的な考慮事由は、①真の親子関係を築く意味から、養親希望者のどちらも養子となる子と 40 歳以上離れていないこと、②養親家庭にすでに子がいる場合には、家族の中で一番年齢の若い子より少なくとも 2 歳下の子をあっせんする、③愛着形成の観点から、子の受け入れ後の職業活動の縮小が可能であること、である。また、当団体が重視する調査項目は、養子縁組の動機、養親希望者の子との生活についての考え、養親希望者の限界と可能性である。時に、少年局の審査では不適格とされても当団体は適格性ありと判断する場合がある。このような場合にはあっせんを行うそ

---

<sup>11</sup>Der Evangelischer Verein für Adoption und Pflegekinderhilfe

うである。

強調されたのは養親の年齢制限であった。2014年の改訂版では削除されたが、以前のガイドラインでは養親子間の年齢差は40歳までとされていたために、どこのあっせん機関でも年齢差については40歳までと厳しい制限を課していて、ここも例外ではなかった。養子縁組は真の親子関係を作るもので祖父母と孫のような関係を作るのではないこと、実親も若い養親を希望すること、養親希望者は大勢いるので子のために若い親を選ぶことが可能であることが年齢制限の理由として説明された。しかも、実際に子どもがあっせんされ養子縁組が成立するまでに数年間を要することから考えると、遅くとも37歳までに申し込まないと養子縁組の可能性はないとのことだった。

国内養子縁組あっせんに要する費用は、適格性審査が1200ユーロ、事前養育開始時に1800ユーロ、家庭裁判所への養子縁組申立時に1800ユーロで合計4800ユーロ（約63万円）である。

午後は南アフリカの子どもたちを養子として迎える国際養子縁組手続に関する説明であった。いかに養子として外国に送り出される子どもたちが悲惨な状況にあり、身体的、精神的、知的に障害のある子どもが多く、養子として受け入れる困難が大きいかが繰り返し説明された。養子縁組を希望する人がいなくなってしまうのではないかと心配になるくらいに厳しい話が続いた。最後に当該団体によるあっせんで南アフリカからの養子を2人迎えた男性と、里子を1人委託されている男性が体験談を語り、参加者との間で質疑応答がなされた。

なお、当該団体では国内・国際合わせて年間8～9件の養子縁組があっせんされるそうである。

### （3）調査項目

民法は養親となる者の最低年齢を原則として25歳と定めている。例外的に連れ子養子の場合には21歳、夫婦共同養子縁組の場合は、一方が25歳に達していれば他方は21歳であればよいとされている（BGB1743条）。養子縁組あっせん法は、養子あっせん機関は養親希望者の適格性を調査しなければならないと規定するが、調査項目を列挙しているわけではない。そこでガイドラインは詳細な調査項目と認定基準を定めている。

調査項目は、養親の人格および性格、養子縁組の動機、不妊についての態度、年齢、健康状態、人生の目標/人生の満足度、パートナー関係の安定性、単身者の場合の特別の考慮事由、非婚共同体や同性の登録パートナー関係で暮らしている場合は単独養子縁組となるが他方パートナーの親役割と責任の引き受けの覚悟、教育観、すでに家族に子どもがいる場合には養子となる子は最年少でなければならないこと、社会環境、住環境、職業、経済状況、前科の有無、特別のニーズを持つ子を受け入れる能力などである。

## 4. 養親希望者への子の委託（Adoptionspflege）

事前養育は子が養親候補者の家庭に委託されたときから始まる。ガイドラインに従い、

実務では通常は最低 1 年とされている。

新生児の場合は実親が養子縁組に承諾していれば出生後すぐに養親候補者に委託する。この場合、まだ法的に有効な実親の同意が存在しないので（生後 8 週間たっていないため）実親が後に子の返還を要求するリスクがある。同様に、委託の時には法的父子関係が確立されていなかった非嫡出子の父が後に法的な父として子の引渡しを要求する可能性、秘密出産や匿名出産の場合に父母が名乗り出たときには子を返還しなければならないリスクについて養親候補に十分に説明する。子が養親候補者に引き渡されても、法的に有効な同意を与えるまでは子の扶養義務は実親が負うが、委託時に実親と養親希望者の間で養育委託契約を締結し、子のための扶養義務は養親希望者が負うことを明確にする方法がとられることもある。

## 5. 事前養育中の経過観察と当事者支援

事前養育期間中、あっせん機関は養親候補者の相談にのり、真の親子関係が構築されるために必要な援助を提供する。

ゲッティンゲン市の公的あっせん部署では、子が養親候補者に引き渡された後、実母が同意を与えるまでの間は週に 1 度、同意後家庭裁判所の養子決定が出るまでの期間は 1 ヶ月に 1 度実母とコンタクトを取り、相談に乗ったり情報提供して実母を支援するという。

## 6. 縁組書類の保存義務と実親探しへの協力

養子縁組あっせん法は、あっせん機関に個別あっせんケースの記録と必要書類を子の誕生日から 60 年間保存することを義務付けている。あっせん機関が解散した場合、保存書類は任務を引き継いだ他のあっせん機関か、解散したあっせん機関を管轄していた州中央養子縁組機関が保存することになる（養子縁組あっせん法 9b 条）。

ゲッティンゲンの公的あっせん部署では、ずっと以前からあっせん関連書類は 60 年以上保存している。現在、70 歳以上の養子からルーツ探しの問い合わせを 2 件抱えているが、書類はすべて保存されているので何とか対応できる。しかし、古い記録では簡単な記載しかないので、当時の状況がわからないことがある。養子はあっせん関連の書類の開示請求権を持つが、すべての書類を開示するのではなく、第三者のプライバシーが記載されているときはその部分を削除して閲覧させる。養子はまず実親探しの相談を電話ですてることが多い。養子に対するカウンセリング、実親や兄弟姉妹の意向確認と相談、双方の意思と希望の確認など道ならしが必要であり数年間のプロセスとなる。

## 六. 費用

### 1. 国内養子縁組

国内養子縁組あっせんは公的責任の下で行われるので公的あっせん機関でのあっせんには費用徴収はない。養親が負担するのは家庭裁判所に養子縁組決定を申し立てるときの公



正証書作成費くらいである。

それに対し民間団体は料金を設定しているところがある。州の財政状態と方針により、承認した民間団体に補助金を支出する州と承認するだけで補助金は一切出さない州があるからである。標準料金は国内養子縁組の場合で1件60万円くらいである。

以前は無料であっせんを行っていたプロテスタント教会系民間あっせん団体は最近あっせん費用を徴収するようになった。それは、教会が2年前から養子縁組あっせん活動への補助金を段階的に減額し来年にはゼロにするからだそうである。もっと高額な料金を設定している民間団体もある。

## 2. 国際養子縁組（外国から子どもを迎える）

ドイツには11の民間の国際養子縁組あっせん団体があるが、それらには公的資金援助は一切ない。外国から養子を迎える行為は公的責任に帰せられるのではなく、個人的な事柄という位置づけだからだそうである。実際に徴収する費用は団体により異なるが、筆者が訪問調査した団体の一つ<sup>12</sup>は100万円＋渡航・滞在費費用と定めており、別の団体<sup>13</sup>は総額250万円と定めている。後者では、1件ごとに徴収する料金のうち5000ユーロ（約65万円）は団体の事務費にあて、その余の費用があっせんの実費として支出されるという。この他に当該団体には支援組織があり、1か月20ユーロ（約2600円）の会費で養親にメンバーになってもらっている。

## 結びに代えて

ドイツでは未成年養子縁組あっせんは児童福祉として国家の責任とされている。そのため用意されたあっせん制度は、単に養子となる子と養子を迎えたい者の間を繋ぐだけでなく、養子となる子の生涯にわたる福祉と権利が守られ、実親と養子縁組家庭が支援される仕組みが出来上がっている。同時に、養子縁組あっせんにつきまとう恐れのある不当なあっせん、すなわち人身売買の危険を排除する努力がなされている。養子縁組あっせんのための専門職の養成と確保を含めて、このような制度の構築は簡単にはできないであろうが、日本でも養子縁組あっせんが本来果たす役割を正しく理解した上で、養子縁組あっせん法の立法を実現し、子の福祉を守る制度を確立することが急務である。

了

調査訪問先

2015年1月26日・2月17日 Die Adoptionsvermittlungsstelle im Jugendamt Göttingen

2015年2月2日 Evangelischen Vereins für Adoption und Pflegekinderhilfe

---

<sup>12</sup>Der Evangelischer Verein für Adoption und Pflegekinderhilfe

<sup>13</sup>Eltern für Kinder, Berlin

Düsseldorf

2015年2月13日 Eltern für Kinder Berlin

Zentrale Adoptionsstelle Berlin-Brandenburg

参考文献

高橋由紀子 「ドイツの養子縁組斡旋制度—現実の問題に追いつこうとする法の努力—」

『要保護児童養子斡旋の国際比較』171～200頁、日本加除出版社 2007年

Dieter Schwab „Familienrecht“ 17. Auflage, S.369～382

Bundesarbeitsgemeinschaft Landesjugendämter

„Empfehlungen zur Adoptionsvermittlung -7., neu bearbeitete Fassung 2014“

## 2014 年度厚生労働科学研究海外調査報告（7）

### フランスの養子縁組あっせん制度と実務に関する調査研究

菊池 緑

はじめに

養子縁組あっせんとは、本稿では、親権を行使する親と監護する家族のない子どもを養子縁組前提で保護し、実親とその家族に代わる恒久的家族を選び、養子縁組前提で委託することを意味する。その手続と支援がフランスではどのように行われているのか、訪問調査と文献調査によって明らかになったことを報告したい。

フランスでは、国内で生まれた子どもの国内養子縁組のあっせんは、ほとんど県の児童社会援助機関と行政的に組織された国の後見機関が連携して行なう《国家被後見子の養子縁組 l'adoption de pupille de l'Etat》といわれる制度によって行われている。そして、民間の養子縁組認可団体 Organismes Autorisés pour l'adoption（OAA）による養子縁組あっせんは、家族が国家被後見子となることを望まないごく少数の子どもを生みの親の同意を得て、民法の定める後見機関の同意のもとに、OAA が養親候補者を選び、養子縁組前提で委託するという形で行なっている。

他方、国際養子縁組は、《国際養子縁組に関する子の保護と協力に関する条約》（1993年ハーグ条約）の締約国として、条約の定める原則と規定を尊重して進められ、外国からフランスの養親家族に迎えらるる子どもに広く門戸を開いている。そのために条約の定める国際養子縁組中央当局を設置し、出身国を特定して養子縁組をあっせんする権限を国から与えられた 30 数カ所の民間団体および公立国際養子縁組機関 Agence Française de l'Adoption（AFA）が中央当局の調整、指導、監督および情報提供を受けながら、養子縁組あっせんに携わっている。その外に、公民の養子縁組あっせん機関に頼らず、個人で情報と手段を得て手続をする個人的養子縁組 adoption individuelle も認められている。この場合は、中央当局のアンケートに答えて、その養子縁組計画の妥当性が認められる場合、中央当局に登録され、指導と監督を受けている。

他方、フランスにいる子どもを外国の家庭へ養子縁組前提で委託することは可能であるが、統計ではその数が明らかにされていない。ほとんどないとも言われている。また、養子縁組が法律的に可能になる国家被後見子の中には、年齢が高い、きょうだいがいる、障がいがある等の理由で、最終的に国内で養親を見いだせない子どもがいるが、その多くは、主に里親家庭で中長期的に養護され、国内で自立の方向で支援されている。

■公民の機関による養子縁組前提の委託数： 2011 年度に全県の養子縁組課が養子縁組前提で年間保護した子どものうち、国家被後見子として受理された子どもは 2345 人、同じ年、養子縁組前提で認定された養親候補者または里親

に委託された被後見子は 953 人である。前年度から保護されている子どもを含めると、養子縁組を待機して里親家庭や施設で生活する国家被後見子は 2328 人もいる。他方、全国の養子縁組認可団体から養子縁組前提で委託されたフランス生まれの子どもは 29 件に過ぎず、国内の養子縁組あっせんの 97% は国家被後見子の養子縁組制度のもとで行なわれている。

民間団体から養親家庭に委託された 29 人のうち、17 人はダウン症児を専門とする養子縁組認可団体による委託で、その他の健康な子ども 12 人のうち 10 人は、*la Famille Adoptive Française (FAF)* というパリ県にある民間団体から養親家庭へ委託されている (FAF 資料、2011)。

以下では、フランスのパリ市にある 4 つの主要な養子縁組関係機関を訪問し、2014 年 4 月 3 日～8 日に実施した聞き取り調査および文献調査の成果を次の順序で報告する。

インタビュー調査には、現地の文筆家・田代優子氏よりコーディネートと通訳のご協力を得た。鈴木博人教授 (中央大学)、栗林佳代准教授 (佐賀大学) にもご陪席いただいた。

#### I 章 養子縁組あっせん制度の歴史と基本的制度

#### II 章 民間団体による養子縁組あっせんの実務

*La Famille adoptive française* におけるインタビュー調査報告

#### III 章 県の児童社会援助機関の養子縁組課の任務と実務の現状

パリ県養子縁組課 *Espas Paris Adoption* におけるインタビュー調査報告

#### IV 章 匿名出産で生まれた子どもの保護と情報収集

個人情報開示全国評議会 (CNAOP) の派遣員のインタビュー報告

#### V 章 フランスの匿名出産制度と CNAOP の創設

CNAOP 事務局長 R. Chabrol 氏のインタビュー報告

#### VI 章 国際養子縁組組織と国際養子縁組の現状と課題

1. *Agence Française de l'Adoption (AFA)* の Del Moral 氏のインタビュー報告

2. AFA の派遣員 M. Castronovo 夫人のインタビュー報告

#### VII 章 考察 — 日本への示唆

### I 章 養子縁組あっせん制度の歴史と基本的制度

#### 1) 未成年養子制度の導入と民間の養子縁組あっせんの社会制度化

フランスの未成年養子制度は、第一次世界大戦後、1923 年に戦災孤児の救済を目的に初めて導入された。だが、この制度が活性化されたのは、1939 年に従来の養子制度に加えて、実親子関係を断絶する「断絶養子縁組」および実の親子関係を断絶された子どもに養親の嫡出子の身分を与える「準正養子縁組」の二つの制度が創設されてからではないかと考えられる。特に、第二次世界大戦の戦中戦後に非常に多かった戦災孤児と遺棄された子どもを救済するため、養子縁組あっせんをする民間団体の動きがおこり、その必要から社会制度化されるようになった。

■la Famille Adoptive Française (FAF) の沿革： FAF は、1946年に鉄道技術者 Crétin 夫妻が設立した団体で、第二次世界大戦後、非常に多かった孤児や遺棄された子どもを救済する目的で、養子縁組活動を継続して行えるようにするために設立された。その背景には、戦時中、鉄道員がレジスタンスに身を投じて強制収容所に送られ、その子どもたちが孤児になるという悲劇があり、それらの子どもに家庭を与えることを国鉄の社会福祉機関が取り組んだ歴史がある。設立後、FAF はフランス赤十字と児童保護当局と連携して、ドイツで生まれたドイツ人の母とフランス人の父の間で生まれた子どもに引取り手がないたため、その養子縁組に取り組んだ。そして 1948年には 0歳から 19歳の 400人の子どもに家庭を与えたという。この頃のことを FAF の代表のエマム夫人は次のように述べている。「当時は、国際養子縁組は行なわれていなかったが、孤児が非常に多かったので、養子縁組を仲介する団体が必要とされ、養子縁組事業が社会制度化された。」

2) 完全養子縁組と単純養子縁組： その後、1966年には養子法の大改正があり、断絶養子縁組と準正養子縁組を 1つにし、15歳未満の子どもに適用する完全養子縁組 l'adoption plénière が創設された。このとき、従来型の養子縁組を単純養子縁組 l'adoption simple とし、完全養子縁組を原則的態様、単純養子縁組を例外的態様とする 2本建の養子制度が確立された（稲本洋之助、1983）（中川高男、2001）

■この完全養子縁組と単純養子縁組の現行制度の違いをパリの養子縁組課 (EPA) のテクニカルカードでは次のように示している。

**完全養子縁組（民法 343～359 条）：**

完全養子縁組は、最初の実親子関係を廃して、他の親子関係に置き換えることによって成立する。そのため、

- 最初の親子関係は完全に廃絶され、元の出生証明書は当事者にもはや交付されない。
- 子どもの最初の姓は失われる。
- 最初の家族と子どもとの関係は第三者となり、相続する権利も失われる。
- 養子縁組の宣告後、出生証明の抄本には、養親または養父母が子どもの親として記載され、出生証明書の謄本にのみ、養子縁組の判決が転記される。
- 養子縁組を申請するとき、養親または養父母は子どもの名前を変更できる。
- 13歳以上の子どもは、養子縁組に同意を与えなければならない。
- 15歳以上の子どもは、完全養子縁組を享受できない。

**単純養子縁組（民法 360～370-2 条）：**

単純養子縁組は、すでに存在する家族関係を他の関係に置き換えるものではなく、もう一つの親子関係を付与することによって成立する。従って、2つの関係が共存する。そのため、

- 養子は子どもの元の家族との関係を維持することができる。

- 単純養子縁組は、養子の姓に養親の姓を付け加えるものとする。  
ただし、裁判所は、養親の申請があれば、養子は養親の姓だけをもつことを決定できる。
- 養子は、養親の家族からその嫡出子と同じ条件で相続することができる。
- 養子の子孫を残さずに死亡するときには、その遺産は実方家族と養方家族の間で折半する。

■2007年度の仏法務省統計によれば、完全養子となった子どもは3964人、そのうち71.2%が国際養子縁組、22.3%が国内養子縁組（そのうちの72.5%は国家被後見子の養子縁組）、継親養子縁組を含む親族間養子縁組は6.5%である。他方、単純養子となった子どもと成人は9412人、その1.7%が国際養子縁組、3.4%が国内養子縁組、94.9%が親族間養子縁組である。

**3) 完全養子縁組の対象となる子ども：** 1966年7月5日の法律で創設された完全養子縁組は、その対象となる子どもを3つにタイプに分けて定めた。

- 1つは、父母または家族会（民法の後見制度に基づく）が養子縁組に有効な同意を与えた子ども
- 2つは、国家被後見子
- 3つは、遺棄を宣告された子ども（民法350条）

遺棄を宣告された子どもとは、特定の個人、団体または児童社会援助機関に引き取られた子どものうち、裁判所へ遺棄申立をする前に1年以上、父母が明らかにその子どもに無関心であるとき、申請し、遺棄を宣告されると養子縁組が可能になる子どもである。

2の目の国家被後見子(*pupilles de l'Etat*)とは、県の児童社会援助機関に保護された子どものうち、国家被後見子という特別な法的資格を受理され、養子縁組が合法的に可能になる子どもである。この法的資格は、完全養子制度の創設と共に、1966年7月11日の法律で定められ、その後、1984年と2002年に改正され、*Code de l'Action Sociale et des Familles* (社会家族支援法 CASF)のL.224-4条に定められている。

**■国家被後見子とは：**

CASF.L.224-4条：以下の者は国家被後見子の資格で受理される。

- 1° 親子関係が確立されていないか不明で、2か月以上前に児童社会援助機関に引き渡された子ども
- 2° 親子関係が確立され、親が分かる子どもを、養子縁組に同意権を有する者が国家被後見子として受理されることに同意し、2か月以上前から児童社会援助機関へ明らかに引き渡されている場合
- 3° 親子関係が確立され、親がわかる子どもを、国家被後見子として受理されることを前提に、父または母が6か月前から児童社会援助機関へ明らかに

引き渡した場合で、他の一方の親が期限内に子の引取りを機関に届け出ないときには、もう一方の親の意向を受け入れる。

4° 父母のいない孤児で、民法1編10章2款にもとづいて後見が設置されず、2か月以上前から児童社会援助機関へ引き渡された子ども。

5° 父母が、民法378条（\*刑法で有罪判決を受けた場合）と378条の1（\*虐待、アルコール中毒または薬物の常用、有害な不品行、違法行為によって子どもが危険な状態にある場合）によって、完全な親権剥奪の対象となった場合に380条（\*親権剥奪の宣告）を適用し児童社会援助機関に保護された子ども。

6° 民法350条（\*遺棄宣告）児童社会援助機関に保護される子ども。

（\*は筆者による条文コメント）

なお、フランスでは、2歳未満の子どもの養子縁組の同意は、親族間養子縁組を除き、子どもが児童社会援助機関又は養子縁組認可団体に引き渡されていないと、有効とされない（民法348-5条）。この規定は子の売買や取引を予防する目的で定められた。

#### 4) 国家被後見子の養子縁組

国家被後見子の養子縁組は、その養子縁組をより迅速に行う目的で1984年に改正された。現行法はCASFのL.225-1~L.225-10条に規定されている。

この制度では、子どもを養子縁組前提で保護する専門の部署を県の児童社会援助機関の中に設置し、養子縁組前提で保護された子どもの後見を実行する後見人と家族会が組織された。後見人には、県における国の代表である知事とその職務を実行する。また、後見人のもとに行政的に組織される家族会が児童社会援助機関の協力を得て、被後見子の養親候補者を選定し、家族会の同意にもとづいて養子縁組前提の子どもの委託が決定されるという仕組みになっている。

現在、パリ県では、児童社会援助機関の養子縁組課が、養子縁組前提で親や医療施設から引き渡される子どもを仮の国家被後見子の資格で乳児院に一時的に保護し、他方で、県の養子縁組課が認定した養子縁組志願者のなかで、国家被後見子の養子縁組を希望する者を職権で登録し、養親に関する書類を国家被後見子家族会へ提供し、家族会が書類審査をして養親候補者を選び、養子縁組前提の委託を後見人が決定する。委託前後の当事者の支援は養子縁組課が主務機関として行なっている。

#### 5) 民間の養子縁組事業の規制と認可制度

国家被後見子の養子縁組が制度化された翌年の1967年に、民間の養子縁組事業を許可する国の制度が定められた。この制度によって、許可なく養子縁組前提で子どもを委託することが禁止された。（社会援助家族法CFAS.100-1条に基づくデクレ67-45号）

■1967年の認可制度では、15歳未満の子どもを、恒常的または副次的に養子縁組前提の委託を実践する団体または個人は、住所地の知事に届け出

て、許可を得なければならないと定めた。許可された団体と個人は、養子縁組を希望する実親から子どもを保護したとき、住所地の知事へ3日以内に郵送で通知することを義務づけ、知事はその届出を実親へ通知し、不正を予防した。団体や個人が養親へ子どもを委託するときには、3ヶ月前に子どもの医学的な精密検査を実施し、子どもを迎える養親に検査結果を伝えることなども定めている (P.Verdier,1987)。この制度は、その後1985年と2002年に改正され、現行の制度となっている。この改正により個人によるあっせん活動は行なえなくなった。

1985年の改正では、地方分権化政策に伴って、養子縁組事業を許可し監督する者を知事から県の代表である県会議長（日本の県知事に相当）へと変更した。フランスの知事は、日本の知事とは違い、県において国の仕事をするために国から任命され、地方分権化以前は、社会保健局 (DASS) の代表の一人であったが、(菊池緑、2007)、分権化以後は、家族省の下にある Direction départementale générale cohésion sociale という機関に所属し、この機関の中で、後見に関する職務を行なわれている。

#### ■養子縁組事業を行なう団体の許可制度

**CASF. L.225-11 条** (活動県の許可)： 私法の法人で、15歳未満の未成年者の養子縁組又は養子縁組前提の委託に関する仕事を行なうすべての組織は、その活動をするために、子どもの託置 placement に関係する県の県会議長から予め許可されなければならない。

少なくとも、ある県で認可された団体は、他県において15歳未満の未成年者の養子縁組又は養子縁組前提で委託することが可能であるが、そのためには、事前に関係県の県会議長に事業届を出して、許可を得なければならない。県会議長は、その団体が子どもとその父母および将来の養親の保護を十分保証できないと、わかるときには、いつでも団体の活動を禁じることができる。

**CASF. R225-12 条** (許可の要件)： 15歳以下の未成年者の養子縁組又は養子縁組前提の委託のために仲介する私法の法人は、以下の活動を総合的に実行できる状態がなければならない。

- 1° 養子縁組書類を作成するために、養子縁組計画の準備を援助し助言すること
- 2° 養子縁組手続に関する技術的および法律的情報を与えること。
- 3° 子どもが養親家庭に入った後、L.225-18 の定める条件で、家族に寄り添うこと。フランスで完全養子縁組の宣告があるまで、又は外国の判決が転記されるまで家族に寄り添うこと。

**CASF. R225-15 条** (認可の申請)： 法人の所在地の県の県会議長に以下の書



類を添付して申請する。

- ①幹部職員のリストとその社会的地位
- ②共和国日報紙に掲載されたその社会的身分のコピー
- ③養子縁組前提の仲介活動計画、定められた職務を遂行するための財政的条件、年間の予算計画、前年に活動している団体は、前年度の実績収支報告書、補助金を得て雇用する派遣員の雇用費
- ④団体の職務に携わる者のリスト、その住所・氏名、職務を明記
- ⑤申請者と協力関係にある医師又は専門家の住所・氏名
- ⑦団体の経理を担当する会計係の住所・氏名

**CASF. R225-17 条（職員の履歴）：** R225-15 条の 4°と R225-16 条の 2°に記載された者については、

- 1° 出生証明書の抄本
- 2° 犯罪歴証明書
- 3° 履歴書：子どもと家族の分野での資格又は経験を証明する履歴、さもなければ、所属していた機関の肩書又は職位を記す。

## 6) 国際養子縁組あっせんをする権限の付与

フランスでは、国際養子縁組は 1970 年代から民間で徐々に行なわれるようになり、国際養子縁組のあっせんすることを希望する OAA と個人は、1985 年より外務大臣から出身国を特定して、その権限を付与 *habilitation* されなければならなくなった。その権限付与の条件は以下のように定められた。

■R225-13 条：外国籍又は外国に常居所のある 15 歳未満の子どもの養子縁組活動をする権限を付与するには、養子縁組認可団体は、さらに以下の状態がなければならない。

- 1° 出身国の権限ある当局と関係を結んで、養親家族の選択の方法を定めること
- 2° 養子縁組を宣言する権限ある機関又は個人へ縁組志願者の書類を提出できること。
- 3° 現行法に従って、定められた手続を進める又は手続に従うこと

■国際養子縁組に携わる民間団体の特徴を FAF のエマム夫人は次のように述べている。「外国でその国の子どもと養子縁組した家族が、その経験を活かして、その国の子どもの養子縁組の仲介を始め、その活動を認められた場合が多い」。Jean-Francois Mattei も、それゆえにフランスでは、養子縁組認可法人に多数の小規模なボランティア的団体があり、養子の出身国数が多いと述べている (Mattei, 1999)。

## 7) 養親希望者の認定制度の導入

1985年には、国家被後見子の養子縁組を希望する者は、フランス人でも外国人でも住所地の県の児童社会援助機関から養子縁組の認定 *agrément d'adoption* をあらかじめ交付されなければならないと定めた。そのため、養子縁組希望者は、県の養子縁組課に認定を申請して家庭一育成的調査と心理的調査を受け、その結果を認定委員会が評価して認定を決定し、県会議長が認定書を交付するように定められた。(1985年8月23日のデクレ85-938号)。1986年には、さらに、国際養子縁組の希望者にもそれが適用されることとなった。1993年のハーグ条約でも、認定を国際養子縁組の申請者の必要条件と定めている。現在、養親希望者の認定制度は次のように定められている。

### ■養親認定の条件と方法

**CASF. L.225—2 条**：国家被後見子は、児童社会援助機関がその監護を確保するために、監護を委ねられた者と子どもの中に形成される情緒的關係がそれを正当化するとき、監護者によって養子縁組をすることができる。あるいは、養子縁組を目的として認定された者は、その被後見子に利益があるとき、または養子縁組を目的として子どもの出身国と結んだ契約にもとづいて国際的合意が得られるとき、フランスにおいても他国においても、養子を迎える適性が合法的に認定された者によって養子縁組ができる。

認定は、規則に定められた構成をもつ委員会の意見を聴いて、県会議長が、認定申請から9ヶ月の期限で、5か年の有効期限で与える。

認定証は、一人または複数の子を同時に迎えるために交付される。認定証には、認定された者の養子縁組計画に関する説明書き *notice* を記載する。その形式と内容はデクレで定められる。説明書きは、養親志願者の申請で県会議長が見直すことができる。

認定は、フランスまたは外国の子どもを一人または複数の子どもを同時に家庭に迎えた後には、無効となる。

### ■CASF. R.225-9 条（認定委員会の構成）：

認定委員会の委員は、次のように構成される：

- ①児童社会援助の実務機関および養子縁組機関の適任者から3名
- ②県の国家被後見子家族会のメンバーから2名
- ③社会的養護と保健分野の有資格者1名。

これらの委員の中から委員長と副委員長が6年の任期で選任され、県会議長から任命される。県会議長は委員会の管轄区を定め、委員会数を決定する。

参考文献：

・ *CODE DE LA FAMILLE ET DE L'AIDE SOCIALE*, Dalloz 1987

- ・ *CODE DE L'ACTION SOCIALE ET DES FAMILLES Commenté 8<sup>e</sup> édition*, Dalloz 2012
- ・ *CODE CIVIL 108<sup>e</sup> édition*, Dalloz. Edition 2009
- ・ 稲本洋之助「フランスの養子法」ジュリスト No.784, p.110-111 (有斐閣、1983年)
- ・ 中川高男「フランスの養子法」養子と里親を考える会編湯沢雍彦監修『養子と里親』p.197-235(日本加除出版)
- ・ FAF 内部資料 : *Rapport d'activités et Rapport moral 2011*
- ・ Pierre Verdier, *Recueil des textes législatifs et réglementaires sur l'Aide Sociale à l'Enfance, p.103-105*. Le Centurion 1987
- ・ Jean-Francois Mattei, *Le chemin de l'Adoption*. Albin Michel, 1999
- ・ 菊池緑「フランスの養子縁組斡旋制度とその実態」湯沢雍彦編著『要保護児童の養子斡旋の国際比較』p.129-170 (日本加除出版、2007)
- ・ 菊池緑「フランスの児童社会援助を受ける子どもと若年成人の統計的実態」開原久代『平成 23 年度/厚生労働科学研究報告書：社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ—被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究』p.31, 33、2012年

## II 章 民間団体による養子縁組あっせんの実務の現状

### 一 Famille adoptive française におけるインタビュー調査報告一

2014年4月3日、Paris市にある養子縁組認可団体 FAF を訪問し、Nicole Emam 代表、ソーシャル・アシスタントの Danièle Ikidbachian 夫人、Patricia Chalon 心理士から国内養子縁組と国際養子縁組の実務についてうかがった。提供された FAF 資料の一部を参考までに文末に載せる。

#### 1) FAF の事業方針と実務体制

**FAF が国内養子縁組あっせんを行なう理由：** エマム代表によれば、FAF が国内養子縁組に携わっている理由を次のように述べられた。「子どもは施設や里親家庭にいるよりも家族と暮らす方がその子どものためによいと考える。また、私たちには、匿名で出産する母を支援する長い経験とスキルがあり、匿名で生まれた子どもの養子縁組を支援できる。」2011年に亡くなった前代表 Simone Chalon は「どの子どもも家族をもつ権利がある」という理念をもって闘った。(季刊紙 *enfance Majuscule* 121号 追悼号)。

■**家庭外でケアされている子ども：**2009年度に家庭外措置児童は126,457人、その養護形態は、里親家庭が68,663件(54.30%)、施設が48,611件(38.45%)である。他方、養子縁組前提で里親または認定された養親志願者に委託された子どもは816人と少ない。(菊池、2012)

**養子縁組の理念：**養子縁組は、子どもが社会から疎外されずに家庭の中で安定し、心

地よく生活できるようにするために行なわれ、家族から遺棄された子どもは、完全養子縁組によってその家庭に生れた子どもと同じ家族関係と権利を与えられる。

**事業方針：**FAF は、本土の全県の許可を得て広域的に活動し、とくに、3歳未満の健康な子どもの委託を方針としている。そのため、養親志願者には若い夫婦の申込みを受け入れている。子どもは匿名で生まれた新生児で、生みの母や家族が養子縁組に明らかに同意するとき、あっせんを引き受けている。

**実務体制：**パリ郊外の住宅地のマンションの中に家庭的な事務所をもつ中規模の組織。職員には、代表、ソーシャル・アシスタント、心理士および秘書の4人がいる。職員は有資格者で勤続年数が高い。そのほか、医師と弁護士がボランティアで協力している。コロンビアと中国には、2ヶ国語を話す派遣員を現地で採用している。その他、児童社会援助と教育をテーマにした季刊紙 *enfant Majuscure* を1991年から発行に関わっている。

**財政基盤：**公的補助は受けていないが、中央当局が認める事業費分担金を養親志願者から徴収できる。その他、会員の会費と世代を超えた養親家族の寄附や遺贈を受け付ける。年末に行なうチャリティとパーティ収入は年間予算のほぼ半分を占めているという。

## 2) 実親からの相談と支援

**相談の経路：**主に病院のソーシャルワーカーから紹介され、実親と家族の相談をうける。困難な状態にある妊産婦を支援する団体による紹介もある。自分で調べて相談に来る場合もある。

**実親の相談：**子どもを養子に出したいという相談はあらゆる階層の16歳から48歳の既婚と未婚の女性から受ける。子どもに対して自分が母であることを匿名にしたいと希望する女性がほとんどであるという。その中で、生みの母と家族が養子縁組に明らかに同意するとき、養子縁組前提で委託することを引き受けている。

FAFの活動報告書によれば、2011年には、31人の若い妊産婦から相談をうけ、大多数で、その家族または子の父と接触することができた。匿名で生まれた子どもは、出産後、すぐにFAFが監護するが、「可能な限り最善の条件で母の方針を選択できるように支援している。」その結果、2011年には、9人の子どもの養子縁組前提の委託を引き受け、10人を養親志願者の家庭へ委託した(2011年FAFの活動報告)。

**匿名で出産する母への援助：**母への支援は妊娠中も出産後も、母が望む限り、寄り添う。寄り添いを非常に必要とする人としらない人がある。心理士は心理面から、ソーシャル・アシスタントは社会的側面から支援している。病院は公立でも私立でも、匿名の申請を拒否できないことを法律が定めている。匿名出産は、未成年でも親に知らせずに医療施設で出産することも可能、実際には、地元から離れた土地で出産することが多い。入院と出産費は子どもの出生県が特別な形で負担している。出産費は、一般の出産でも保険で支払われ自己負担はないので、県の負担もさほど大きいとは思えないという。

**匿名出産を支持する理由：**心理士のパトリシア・シャロンさんは、議論の多い匿名出